

文書番号	会員 02 ver.02.01.01	会員資格基準	制定	2009 年 2 月 19 日
主管	総務担当理事		改訂	2023 年 5 月 27 日

(目的)

第 1 条 本規程は、当学会定款（以下「定款」という）第 2 章に規定する会員の資格基準に関する諸事項を定めるものである。

(学生会員)

第 2 条 定款第 6 条第 2 号および定款第 13 条第 1 項第 5 号に規定する学生の身分を証明する手続きは、大学等（大学院修士課程、博士課程を含む）に学生として在籍していること、あるいは、社会人が大学等に学生として在籍していることを証明する手続きであり、学生等の身分を証明する書類（学生証等）の写しを、学生会員の資格を得ようとする年度の会費納入時に当学会に提出し、学生等の身分を証明しなければならない。

2 年度当初に学生等の身分が証明されていれば、年度途中で学生会員資格を失っても、当該年度は学生会員として扱われる。

(永年会員)

第 2 条の 2 定款第 6 条第 5 号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 定款第 5 条に定める年度の始期において 20 年以上に渡りこの法人の正会員または学生会員であったこと
- 二 同条に定める年度の始期において満 70 歳以上であること

(会費等の未納)

第 3 条 当学会の会費等の未納がある者は、定款第 6 条に規定する会員の資格を得ることができない。

2 前項に該当する者が会員の資格を得るためには、未納の会費等を全額納付しなければならない。

3 前項の当学会に対する未納の会費等には、当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会に対する未納の会費等を含む。

附則

1 この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第 44 条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基づき、

社員総会の議決を得て行うものとする.

2 この規程は, 2010 年 5 月 16 日から施行する.

3 この変更規程は, 2014 年 5 月 31 日から施行する.

4 この変更規程は, 2023 年 5 月 27 日から施行する.

以下余白